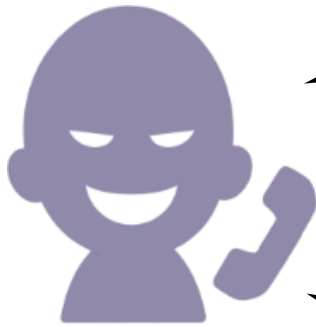




## 「電気料金が安くなる」という勧誘に要注意！！

### 電話してきた会社名は？本当に安くなる？



〇〇電力をご利用中の方へご連絡です。

契約プランの変更をすると、毎月の電気料金が〇%安くなります。

値下げになるか確認するので、「**検針票**」の情報を教えてください。

ちょっと待った！  
それ本当？



**注意**

- ❗ 契約中の〇〇電力会社からの電話だと思ったら、実は別会社からの電話だったという場合があります。
- ❗ 電気をたくさん使わないと安くないなど、条件がある場合があります。
- ❗ 「検針票」の情報だけで契約の切り替えができます。知らないうちに切り替えられている場合があります。

### \*\*\* トラブルにあわないために \*\*\*

- 契約の意思がない場合は**はっきり断りましょう**。
- 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の「社名」「連絡先」「契約条件」をよく確認しましょう。
- 「**検針票**」に記載された内容は**重要な個人情報**です。氏名、住所だけでなく、「顧客番号」「供給地点特定番号」なども**簡単に教えないでください**。
- メリット・デメリットを納得してから契約をし、契約書面の内容をきちんと確認して保管しましょう。
- 電話や訪問販売で勧誘を受けて契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。
- **困ったときはすぐに消費生活センターに相談をしてください**。

**消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。**

- ☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。  
(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)
- ☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)

今年 2022 年4月1日から成年年齢が18歳になります！  
**写真を投稿するだけの簡単な作業で儲かる？**



食事や風景の写真を  
撮影して投稿するだけ

**1回1万円、即日入金!**

本を5分間音読して音声  
データを送信するだけ

定型文を送信するだけ

チャットで相談に  
のるだけ



## 楽をして簡単に稼げるわけがありません!

「簡単な短時間の作業で稼げます」などと広告・宣伝を行い、そのノウハウを数千円の比較的少額で提供した後、言葉巧みに勧誘をして高額なサポート契約をさせ、数十万～数百万円を支払わせる手口があります。実際には簡単な作業ではなく、収入も得られません。

**「簡単に高収入が得られる」と強調する広告や宣伝に要注意!!  
うまい話につられないでください!**



## 消費生活無料法律相談会開催日



・1月12日(水) [午後1時30分から]  
・2月9日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。



## ～消費生活出前講座のご案内～

庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための無料出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453



## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)  
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452